

梅雨も、やや雨が少なく、案外過ごしやすい日が続いています。とはいえ、6月上旬の体育祭では、様々な学校で熱中症搬送がニュースとなりました。気温上昇の早期化と、体がまだ暑さに慣れていないこの時期の難しさを考えさせられました。本校は5月への変更を決定していましたので、結果的にはよかったと思います。

さて、今月は自転車事故を取り上げてみたいと思います。6月24日に交通安全教室を開催し、多摩警察署より講師を招いて、自転車に関する道路交通法を含めた講演をしてもらいました。

本校の自転車通学者は約500人、半数近くになります。その利便性や交通費節約を考えれば、便利な登校手段だと思われそうですが、その反面一時停止無視や危険運転に関する連絡をいただくことも多い現状です。

平成30年度神奈川県高校生の交通事故の内訳は以下の通りだそうです。

状況	負傷者・死者数	割合
自動車同乗	105	10%
自動二輪	238	21%
自転車	669	61%
徒歩など	84	8%

この数字を見ても、高校生の自転車事故数は深刻化しています。自転車は、体がさらされる乗り物で、本人の安全にも留意しなければなりません。道路交通法にかかる乗り物を運転している意識も持たなければなりません。残念ですが、その意識はまだ足りないといわざるを得ない状況だと思います。高校生が歩行者をはね、死亡させる事故も他人事ではありません。以下の項目は道交法にかかる自転車の禁止項目です。今一度ご家庭でも確認いただきたいと思います。

- ①歩行者にベルを鳴らすの禁止
- ②自転車に乗って犬の散歩禁止
- ③スマホ（ながら運転）禁止
- ④傘さし運転禁止
- ⑤イヤホン・ヘッドホン禁止（地域により判断は異なる）
- ⑥自転車の2台並走禁止
- ⑦夜の無灯火運転禁止
- ⑧右側通行禁止
- ⑨歩道を走るの禁止
- ⑩飲酒運転禁止
- ⑪一時停止無視禁止
- ⑫一方通行無視禁止
- ⑬進路変更時の合図もすること（地域により判断は異なる）
- ⑭児童のヘルメット未着用禁止

3年以内に2回取り締まりを受けたら、3時間の講習受講義務が発生する。

日頃より注意喚起していますが、本校は正門前坂道を下りきったところが一時停止となっており、カーブの道と交差するので非常に危険です。

高校生ははやる気持ちを抑えることが難しい年頃です。それを諭し、自分の行動を理解させるのは大人の役目だと思います。安全も安心も本人と本人を取り巻く大人と社会が協働して作り出すものだと思います。

ご協力よろしく申し上げます。